

第2回質問回答

【環境県民局自然環境課】

事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。

(令和4年5月2日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	7	II 指定管理業務に関する事項 1 業務範囲及び業務内容	「委託業務」の「その他の業務」の中に有害鳥獣駆除なども施設の管理業務に含まれますか？それとも県で何かしらの駆除作業を予定されていますか？現状の認識を教えてください。	○有害鳥獣の駆除作業については、管理業務には含まれません。 ○現時点で、県での駆除作業（有害鳥獣捕獲）の予定はありませんが、発生状況に応じて、廿日市市と協議を行い、対応を検討します。
2	募集要項	13	III 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (3) 基盤整備の設計業務 イ 業務内容	「実施設計業務には、民間活用エリア面積の測量を含む」とありますが、測量業務については申請者又は設計業者が測量の認定を受けていなくても、「測量一般」の認定を受けた業者に発注することで基盤整備設計業務の受注が可能でしょうか？	○実施設計業務を受注するには、主要な要素が該当する業務部門の資格を有する必要があります。測量業務は主要な業務ではありませんが、実施にあたっては、業務資格者は必要です。
3	募集要項	13	III 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (3) 基盤整備の設計業務 イ 業務内容	測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の認定を受けた設計業者が、認定時から法人名称を変更することは基盤整備設計業務の受注に問題はありませんか？	○名称変更によって、受注に問題はありませんが、名称変更があった場合、直ちに変更した旨の届出を提出していただく必要があります。
4	募集要項	17	V 公募の実施に関する事項等 1 公募への参加資格	「本設計業務に必要な業務部門の認定を受けている者」とありますが、この中の『必要な業務部門』とは測量・建設コンサルタント等業務の入札資格における「建設関係建設コンサルタント」の「建築一般・意匠」で足りるでしょうか？	○提案内容によって必要な資格者が決まりますので、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」別表1の分野部分で判断してください。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html
5	第1回質問回答			12個目の質問回答で、共同企業体で運営を行う場合は、契約の相手方は、代表法人だが、契約の履行については、構成員全体の連帯責任で実施するものとする、とあります。共同企業体協定書で、こういった連帯責任を負わない、構成員（一般的に言う、協力企業）の立ち位置での参画は問題ないでしょうか。	○共同企業体で運営を行う場合、全ての構成員が共同企業体協定書を締結していただき、公園の運営について、連帯して責任を負っていただきます。 ○構成員以外での立ち位置で参画する場合は、共同企業体からの再委託先となります。 ○業務の実施体制については、再委託先を含め、ビジネスプランに記載してください。 ○なお、管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は、あらかじめ県の承諾を受ける必要があります。 ○また、設計業務については、運営事業予定者又は運営事業予定者がビジネスプランの実施体制で指定した事業者と県が契約を締結することとしているので、設計業務を請け負う事業者が必ずしも、共同企業体の構成員である必要はありません。
6	その他			敷地内の保安林の範囲をご教示ください。	○資料を追加します。 ※参考7（保安林区域図）追加